

賃金補助制度の概要 (Wage Subsidy)

1. 概要

- 3月27日にムヒディン首相により発表された景気刺激策の中に、賃金補助制度が盛り込まれた。一定の条件を満たした企業について、月給4,000リンギ以下の従業員を対象に一定額を補助する。4月6日にさらに拡充措置が発表された。4月18日付でよくある質問が改定。
- 6月5日にムヒディン首相が「短期経済回復計画」を発表し、賃金補助制度の補助期間が延長、条件が一部緩和された。6月9日付にてよくある質問が公開。※赤字が更新内容。内容は以下の通り；

2. 補助内容及び受給条件

※企業規模（従業員数）に応じて、補助内容及び受給条件が異なる。			
従業員数	75人以下	76人以上200人未満	201人以上
① 補助内容			
補助対象者	月給4,000リンギ以下のマレーシア人従業員		
補助額 (1～3ヵ月目)	1,200リンギ/人・月	800リンギ/人・月	600リンギ/人・月
補助額 (4～6ヵ月目)	600リンギ/人・月	600リンギ/人・月	600リンギ/人・月
補助対象最大人数	75人	200人	
補助期間	6ヵ月		
② 受給条件			
売上の減少	条件なし	2020年1月またはそれ以降の売上と比較して、売上が50%以上減少していること	
雇用者の登録	<ul style="list-style-type: none"> 雇用者及び従業員が、2020年4月1日以前にSOCSOまたは雇用保険(EIS)に登録または拠出していること。 雇用者は、2020年1月以前に会社登記所(SSM)または地方自治体(PBT)に登録していること。 2020年1月以前に操業を開始していること。 		
その他	<ul style="list-style-type: none"> 賃金補助制度を受ける場合、月額4,000リンギ以下の<u>従業員の雇用を維持すること</u>。(以前までは最低6ヵ月と記載があったが、6月9日FAQからなくなった) 同制度を受ける雇用者は、<u>従業員との話し合いのうえ、労働時間及び賃金の削減を行ってもよい</u>。 <u>観光業または回復移動制限令(RMCO)中に操業禁止業種となっている業種</u>については、<u>無給休暇を取得している従業員も対象となる</u>。また、同業種の場合は、雇用者ではなく従業員に対して直接補助金を支給する方式も選択可能。 		

3. 申請方法

- 申請者は「雇用者」
- 必要書類を所定のウェブサイト (<https://prihatin.perkeso.gov.my/>) より提出する。
- 申請が受理された後、7～14 日以内に雇用者の銀行口座に補助金が振り込まれる。
- **すでに賃金補助制度の申請が承認されている場合は、延長された3か月分（4～6か月目）の補助を受けるための再申請は不要。ただし、従業員情報に変更（人数の増減など）があった場合には、毎月15日までに更新した従業員リストを提出する必要がある。従業員リストの更新を怠った場合には、法的措置が取られる場合がある。**

4. 申請期間

- **2020年9月30日まで** ※ただし、政府の財政状況によっては締切より早く終了する可能性有。

5. 必要書類

- (1) 従業員リスト（補助人数上限まで）※所定フォームを利用
- (2) 雇用者の銀行口座情報（銀行預金残高証明書：Bank Statement の表紙コピー）
- (3) ビジネス登録番号（Business Registration Number：BRN）の情報 ※所定フォームを利用
※BRN は銀行口座を開設する際に付与される番号。詳細は、銀行に問い合わせ。
- (4) 会社登記書などの登記証明のコピー
- (5) 売上減少や従業員の解雇・給与カットを行わないことなどの宣誓書（PSU50 フォーム）※所定フォームを利用
- (6) 売上の減少を証明できる補足資料（Financial Statements や Sales Reports など）
※76人以上の企業のみ提出必須。

6. 詳細及び所定フォーム

以下の SOCSO ウェブサイトを参照。

<https://www.perkeso.gov.my/index.php/en/wage-subsidy-programme>

※申請は、上記 URL の「Registration」から所定サイト (<https://prihatin.perkeso.gov.my/>) にすすむ。

<所定フォーム>

- 従業員リストフォーム（上記5.（1））
6. の URL にアクセスし、「Borang Maklumat Pekerja」からエクセルファイルをダウンロード。
- ビジネス登録番号記載フォーム（上記5.（2））
https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/Business_Registration_Number_BRN_-_ver_9_Apr2020.pdf
- PSU フォーム（上記5.（5））
https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/Akuan_Pengisytiharan_PSU50-ver_9Apr20202.pdf

7. 問い合わせ先

SOCSCO の問い合わせ窓口

03-4262-5555

03-8091-5100

1-300-22-8000

8. その他

- 例えば、本制度を6月に申請して承認された場合、補助金は6月の賃金からの賃金が対象となる。申請より前の月に遡って支給されることはない。
- 賃金補助制度の承認を受けた企業は、以下の URL から確認できる。
<https://eiscentre.perkeso.gov.my/wage-subsidy-program-approved/>
- 日系企業を含む外資系企業も、上記条件を満たしていれば本制度の対象になることについては、4月6日に SOCSCO に電話にて確認。

※詳細は、よくある質問（6月9日付、マレー語のみ）もご確認ください。

賃金補助制度に関するよくある質問（6月9日付）

https://www.perkeso.gov.my/images/pengumuman/psu/FAQ_PSU_Wage_Subsidy_-_18April2020.pdf

以上

【ジェットロが提供する情報のご利用について】

ジェットロが提供する情報及び助言の正確性の確認・採否はお客様の責任と判断で行なっていただきます。お客様に提供した情報および助言の利用に関連して、万一お客様が不利益を被る事態が生じたとしても、ジェットロは責任を負いません。
